

令和7年度現任認定調査員研修会開催要領

- 1 目 的 認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適正な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。
- 2 主 催 福島県保健福祉部高齢福祉課
- 3 実施形式 Zoomによるオンライン配信（事前収録した動画を配信）
- 4 受講期間 令和7年10月20日（月）9:00 ～ 令和7年11月11日（火）24:00
（※所要時間は約2時間40分の予定。分割し、期間内の別日に視聴も可。）
- 5 内容（予定）
 - (1) 本県における介護保険制度の運営状況
 - (2) 要介護認定業務分析データからなど
 - (3) 選択基準の考え方と特記事項の書き方
 - (4) アンケート回答（※動画を全て視聴したのち回答すること）
- 6 対 象 者 現任認定調査員、介護認定担当市町村職員
- 7 受 講 料 無料
ただし、受講のためのオンライン整備費用や通信料等は受講者負担
- 8 受講申込について
 - (1) 申込方法
 - ア 市町村は、職員及び認定調査委託先事業所の受講希望者申込書を取りまとめ、別紙受講申込書（取りまとめ用）を電子データ(Excel)で所管する保健福祉事務所へ送付してください。
 - イ 認定調査を受託した事業所は、事業所ごとに受講希望者申込書を取りまとめ、別紙受講申込書（取りまとめ用）を電子データ(Excel)で受託先市町村へ送付してください。

なお、複数の市町村から受託している場合は、受託件数の多い市町村へ送付し、申込書が重複しないよう留意してください。
 - (2) 申込期限 令和7年9月29日（月）まで
※ただし、市町村において申込締切の設定をする場合は、市町村期限を優先する。
 - (3) 問い合わせ先 福島県高齢福祉課 介護保険者担当
メールアドレス：kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp
 - (4) 申込期限を過ぎての受講申込はお受けできません。
また、福島県高齢福祉課へ直接送付された申込書はお受けできません。
なお、令和7年度は本研修で終了となりますので、遺漏なきようご注意ください。

(1)～(4)全て終了した方を
研修修了者として名簿に登録します。

9 受講決定について

研修開催5日前までに、市町村へ受講決定者名簿を送付します。研修参加に必要なパスコードを併せてお知らせするので、受講決定者への周知をお願いします。

10 留意事項

- (1) ZoomのURLや研修資料などは、開催3日前までに県高齢福祉課ホームページへ掲載します。
- (2) 研修受講後のアンケートは、指定様式を研修申込先へ電子データ（Excel）で送付してください。なお、詳細についてはホームページに掲載します。

提出期限 令和7年11月13日（木）17時まで

【福島県高齢福祉課ホームページ】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/youkaigonintei.html#kenshu>

※ Google 等の検索は「福島県介護認定従事者向け情報」と入力してください。

該当ページを開きましたら、受講研修名が記載してある部分まで下にスクロールしてください。

- (3) 研修受講済証や修了証等は発行しません。

11 その他

- (1) 研修の受講決定者名簿及び修了者名簿は該当市町村へ送付します。
- (2) ご不明な点につきましては、高齢福祉課へメールでお問い合わせください。
- (3) Zoomの接続やパソコンの設定・操作方法等のお問い合わせはお受けできません。
- (4) 研修動画の録音、録画、研修資料の二次使用、インターネット上へのアップロード等の行為は禁止します。これらの行為は著作権や肖像権の侵害となります。